

令和8年7月29日

島根県土木部都市計画課 村上

電話 0852-22-5399

メール toshikei@pref.shimane.lg.jp

第171回島根県都市計画審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催します。

- 1 名 称 第171回島根県都市計画審議会
- 2 主 催 者 島根県都市計画審議会
(事務局) 島根県土木部都市計画課 計画係
TEL:0852-22-5399
- 3 日 時 令和8年8月3日(月) 13時10分～
- 4 会 場 ホテル白鳥 鳳凰の間
- 5 内 容
 - ・ 議第1号 川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(島根県決定)について
※変更内容については別紙をご覧ください。
- 6 都市計画審議会の傍聴について

都市計画審議会は公開されていますので、傍聴することができます。

○傍聴定員 10名

○傍聴手続

 - ア) 傍聴を希望される方は上記の開催時刻までに会場にお越しください。
 - イ) 受付時間は当日12時40分からです。
 - ウ) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますのでご了承ください。
 - エ) 発熱等、風邪の症状のある方の傍聴はご遠慮下さい。

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン) 概要版

■川本都市計画区域マスタープランの概要

1. 都市計画の目標

本区域では、豊かな自然環境を保全、活用しながら、新たな産業振興を図っていくとともに、快適な住環境を創出することにより、定住人口の維持・拡大を図るため、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定めています。

- コンパクトで持続可能な都市づくり
- 安全で快適な生活環境の形成による住みやすい都市づくり
- 美しく豊かな自然と歴史・文化を活かす都市づくり

2. 区域区分の決定の有無

本区域において無秩序な市街地が拡大していく可能性は低いと考えるため、引き続き、本都市計画に区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を定めないとしています。

3. 主要な都市計画の決定の方針

都市計画の目標を達成するために、土地利用、都市施設、市街地開発事業等に関して、都市計画の基本方針や整備方針を定めています。

1) 土地利用の方針

- ①主要用途の配置方針
商業業務地として旧石見川本駅周辺、住宅地をそれら周辺部や丘陵地に配置します。
- ②土地利用の方針
東光台等の住宅団地における居住環境の保持、災害防止の観点から必要な市街化の抑制、自然環境の保全や、計画的な都市的土地利用の実現を図ります。

2) 都市施設の整備の方針

- ①交通施設
- a. 基本方針
- ・地域間交流の促進や観光ネットワークを形成するため、広域交通・都市幹線道路網を確立します。
 - ・市街地内において、バイパス整備により中心市街地を通過していた大型車の交通転換を図り、歩行者が安心して歩いて暮らせるよう、活力と魅力あふれる都市空間の形成を図ります。
 - ・交通機関の利便性の向上を図るため、交通結節点機能の強化やバス等の運行の確保、利用促進に努めます。
- b. 交通施設の配置方針
- ・広域交通・都市幹線道路網を確立する路線として国道261号等を配置します。
 - ・市街地内幹線道路網を確立する路線として、都本町線、都新町日の出線及び都新町城山線の一部を配置します。

②下水道及び河川

- a. 基本方針
下水道については、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を図ります。
河川については、法定計画に則した江の川の整備を、その他の中小河川については必要に応じて河川改修を実施し、洪水の安全な流下を図ります。
- b. 整備目標
下水道については、令和6年度末現在で66.0%である川本町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努めます。
河川については、一級河川江の川は江の川水系河川整備計画目標流量を基準地点川本において9,400m³/sと定め、洪水の安全な流下を図ります。また、その他の中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備します。

③その他の都市施設

既存施設の有効活用に努め、必要に応じた施設の整備を図ります。

3)市街地開発事業の方針

治水対策と都市基盤整備を円滑に進めるため、宅地嵩上げによる治水事業を推進し、良好な都市環境を整備します。

4) 自然的環境の整備又は保全の方針

豊かな自然環境に包まれた環境を保全し、日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、自然的環境の整備・保全を図ります。

都市構造図

